

令和6年12月

### 医療情報取得加算に関する掲示

当院では、オンライン資格確認システムを利用し、診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。令和6年12月1日より、国が定めた診療報酬算定要件に従い、下表のとおり医療情報取得加算を算定します。

区分	点数
初診	1点
再診 (3か月に1回)	

・マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご協力をお願いいたします。

病院長